

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大田原市

2 構造改革特別区域の名称

大田原市医療福祉産業特区

3 構造改革特別区域の範囲

栃木県大田原市の区域の一部（中田原工業団地）

4 構造改革特別区域の特性

本市は東京から150km圏内という位置にあり、東北縦貫自動車道や国道、東北新幹線など公共交通のアクセスも良好で災害も少なく地理的条件にも恵まれていることから、こうした地域特性を活かしつつ、昭和50年代以降の積極的な工業導入策により、市内には優良企業群を有する工業団地が立地している。

工業団地には、高度先端医療機器や歯科医療器具のメーカーなどが立地しているほか、市内に製薬会社などの医療関連産業が集積している。

また、栃木県土地開発公社で整備した中田原工業団地は、平成16年度に分譲が開始され、工業団地への新たな企業の立地により雇用の確保と地域経済の活性化が期待されている。

平成7年4月には国際医療福祉大学が開学し、その後、大学の敷地内に国際医療福祉総合研究所や同大学大学院の設置など、当地域において医療福祉分野における人材の育成が行われている。

また、敷地内にあるリハビリテーションセンターは、リハビリテーション分野においてアジアでも有数の先端的な専門施設となっている。

今後、同大学は薬学部の増設も計画しており、薬剤師や治験コーディネーターなど、医療福祉分野における人材育成について、さらなる期待が高まっている。

市内に立地している大田原赤十字病院には、平成10年6月、救命救急センターが開設され、24時間体制の救急医療を実施するなど、栃木県北部の医療圏における重症患者の生命を守る中核的医療機関として、救急医療をはじめとした地域の医療水準の向上が図られている。

5 構造改革特別区域計画の意義

中田原工業団地は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により栃木県土地開発公社が造成した土地であり、当該工業団地に医療・福祉・健康関連産業等を土地の賃貸事業等により誘致し、高度医療先端技術を目指した研究開発の促進、地元大学などとの連携事業による先進的な医療・福祉サービスの提供や既存企業との交流による産業の活性化を図り、市民への保健・医療・福祉サービス水準の向上をはじめ、雇用の確保、地域経済の活性化を目指すとともに、本市独自の地域振興策を全国に発信し、我が国経済の再生に貢献する。

6 構造改革特別区域計画の目標

【目標】産学医官の連携と産業集積による活力に満ちた医療福祉産業都市

(1) 医療・福祉・健康産業、研究機関、医療機関等の集積

本市の地理的な特性や規制緩和策、誘致施策などを通して医療・福祉・健康産業等の集積を図る。

(2) 産・学・医・官の連携による先進的な研究開発の促進

企業と大学、医療機関、福祉施設、自治体などとの連携により、先進的な研究開発を促進する。

(3) 既存産業の活性化及び新産業の創出

誘致企業と既存企業との連携などにより、既存産業の高度化やベンチャー企業の創出を促進し、地域経済の活性化を図る。

(4) 市民への保健・医療・福祉サービス水準の向上

高度医療先端技術や新薬、先進的な福祉機材、サービスなどをいち早く市民に提供することにより、市民への保健・医療・福祉サービス水準の向上を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当該工業団地は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成された土地であり、特区が認定されれば、当該工業団地の事業用地22.9haの賃貸が可能となる。

このため、市の企業誘致条例との相乗効果により、医療福祉関連企業等の集積が加速され、税収増をはじめ、雇用の確保や本市の製造品出荷額の

大幅な増加など、地域経済の活性化が図られると考えられる。

市の試算では、平成２５年には中田原工業団地の用地が完売するものと考えており、６４０名の雇用の創出と製造品出荷額で、１７４億円に上る地域経済効果が実現されるものと試算している。

(１) 税 収

単位：千円

	誘致企業等	備 考
固定資産税	７１，９２８	立地企業１２社
法人税	４３，７６１	〃
計	１１５，６８９	

(２) 人 口

	誘致企業等	備 考
従業員数	６４０人	立地企業１２社

(３) 製造品出荷額

単位：百万円

	誘致企業等	備 考
製造品出荷額	１７，４００	立地企業１２社

(４) 中田原工業団地における今後１０年間の工場立地に伴う経済効果の推計

年 度	入居企業数	賃貸予定面積 (h a)	製造品出荷額 (百万円)	雇用予定人数 (人)
１６	１	１．０	760	３０
１７	２	２．８	2,130	８０
１８	４	６．４	4,860	１７０
１９	７	１２．８	9,730	３６０
２０	１０	１９．３	14,670	５４０
２５	１２	２２．９	17,400	６４０

8 特定事業の名称

403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し、地方公共団体が認める事項

(1) 中田原工業団地企業誘致委員会による企業誘致事業

平成16年度から中田原工業団地が分譲開始となったことから、本市と栃木県土地開発公社の緊密な連携のもと、進出見込み企業の情報収集をはじめ、情報交換会や先進地視察など、企業誘致に関し、積極的な事業展開を図る。

また、構造改革特別区域の認定後に、新たなパンフレットを作成し、県内外の医療福祉関連企業を中心にPR活動を展開する。

(2) (仮称) 大田原市企業誘致条例による医療福祉産業等立地支援

特定事業に関連して中田原工業団地に進出しようとする事業所で、その規模や業種等により固定資産税相当額に応じた奨励金等を複数年交付する。

別 紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

4 0 3 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 特区である工業団地（中田原工業団地）を保有・賃貸する者。

名 称：栃木県土地開発公社

所在地：宇都宮市栄町1番15号

従業員数：46名

事業概要：公共用地、公用地等の取得、管理、処分等

(2) 特区へ賃貸事業を活用して進出を予定している者

工場、事務所等の用に供する事業者

3 当該規制の特例措置の適用の開始

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

工業団地を造成・保有している栃木県土地開発公社と当該工業団地に賃貸制度を活用して立地する企業等。

(2) 事業が行われる地域

栃木県土地開発公社が所有する中田原工業団地。

(3) 事業の実施期間

10年間

(4) 事業により実現される事業

栃木県土地開発公社が所有する中田原工業団地において、土地の処分及び賃貸事業を実現させることにより、用地確保について様々な企業等のニーズに対応した企業誘致事業の展開が図れる。

5 当該規制の特例措置の内容

当該工業団地は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地であり、当該工業団地の分譲開始に伴い、多くの企業からの問い合わせがあったが、企業の用地確保に係る用地取得費用について膨大な初期投資がかかることから、契約にまで結びつくことが困難な状況にあった。

今回、構造改革特別区域に認定され、栃木県土地開発公社が所有する中田原工業団地の土地について賃貸事業が可能となり、あわせて、市が進める企業立地に関する財政的な支援措置が講じられることになれば、当該工業団地への医療・福祉・健康関連産業などの集積が飛躍的に促進され、土地の有効利用が図れることとなり、本市における都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与するものである。

こうした企業集積における先進的な取組みが各地で展開されることにより、雇用の確保や地域経済の活性化を促進し、栃木県の経済、ひいては、国全体の経済活性化に大きく寄与するものである。